

受理番号 第 25 号

受理日 平成 29 年 8 月 1 日

国土交通省中建審第 2 号
平成 29 年 7 月 25 日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

中央建設業審議会会長

石 原 邦 夫



建設工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）（昭和 26 年 2 月 14 日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、建設業においては、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な扱い手の確保・育成に向けた課題が生じております。

このため、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から、このたび、各約款を別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条第 2 項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

1. 各約款共通の主な改正事項

建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成し発注者

に提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする規定を新設する。

2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

- (1) 公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除を図るため、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人又は下請契約の相手方としてはならぬこととし、これに違反して施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、一定の要件のもとに、違約罰として、発注者の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととする規定を新設する。(第7条の2関係)
- (2) 公共工事の契約解除に伴い、受注者において違約金支払い義務が生じる事由として、受注者が債務の履行を拒否し、又は、受注者の帰責事由により債務の履行が不能となった場合を新たに追加とともに、受注者の破産管財人等が契約を解除した場合についても、これに該当するものとみなす旨明確化する。(第47条の2関係)